

事業性融資の推進等に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、事業性融資の推進等に関し、その基本理念、国の責務、基本方針の策定、企業価値担保権の設定、事業性融資推進支援業務を行う者の認定、事業性融資推進本部の設置等について定めることにより、不動産を目的とする担保権又は個人を保証人とする保証契約等に依存した融資慣行の是正及び会社の事業に必要な資金の調達等の円滑化を図り、これらにより会社の事業の継続及び成長発展を支え、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(第1条関係)

二 定義

1. この法律において「事業性融資」とは、金融機関等からの会社に対する貸付けのうち、不動産を目的とする担保権又は第三の二の4.(1)の個人保証契約等(第三の二の4.(2)の停止条件が付された契約その他の主務省令で定めるものを除く。)若しくはこれに準ずるものとして主務省令で定めるものによって担保されず、又は保証されないものをいうこととする。
2. この法律において「会社」とは、会社法第2条第1号に規定する会社をいうこととする。
3. この法律において「金融機関等」とは、(1)から(14)までの者をいうこととする。
 - (1) 銀行(銀行法第2条第1項に規定する銀行をいう。以下同じ。)
 - (2) 長期信用銀行(長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行をいう。)
 - (3) 信用金庫
 - (4) 信用金庫連合会
 - (5) 信用協同組合
 - (6) 中小企業等協同組合法第9条の9第1項第2号の事業を行う協同組合連合会
 - (7) 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
 - (8) 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合連合会
 - (9) 水産業協同組合法第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合
 - (10) 水産業協同組合法第87条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合連合会
 - (11) 水産業協同組合法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合
 - (12) 水産業協同組合法第97条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
 - (13) 農林中央金庫
 - (14) 株式会社商工組合中央金庫

- (15) 沖縄振興開発金融公庫
- (16) 株式会社日本政策金融公庫
- (17) 株式会社日本政策投資銀行
- (18) 保険会社（保険業法第2条第2項に規定する保険会社をいう。）
- (19) 信託会社（信託業法第2条第2項に規定する信託会社をいう。）（同法第21条第2項に規定する承認を受けて、金銭の貸付けに係る業務を行う者に限る。）
- (20) 貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者
- (21) (1)から(20)までのほか、金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う者で政令で定めるもの

(第2条関係)

三 基本理念

事業性融資の推進等は、会社及び債権者の相互の緊密な連携の下に、会社の事業の継続及び成長発展に必要な資金の調達等の円滑化に資するものとなることを旨として、行われなければならないこととする。

(第3条関係)

四 国の責務

国は、三の基本理念にのっとり、事業性融資の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有することとする。

(第4条関係)

第二 基本方針

第五の一の事業性融資推進本部は、事業性融資の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとし、基本方針には、

- (1) 事業性融資を推進するための施策に関する基本的な方向
- (2) 事業性融資を推進するための支援体制の整備に関する次に掲げる事項
 - ① 事業性融資推進支援業務（第四の一の事業性融資推進支援業務をいう。②及び③において同じ。）の内容に関する事項
 - ② 事業性融資推進支援業務の実施体制に関する事項
 - ③ 事業性融資推進支援業務の実施に当たって配慮すべき事項
- (3) (1)及び(2)のほか、事業性融資を推進するために必要な施策に関する事項を定めることとする。

(第5条関係)

第三 企業価値担保権

一 総則

1. 定義

- (1) 第三において「債務者」とは、企業価値担保権の被担保債権の債務者で

ある会社をいうこととする。

- (2) 第三において「企業価値担保権信託会社」とは、三の1. の内閣総理大臣の免許を受けた者（三の2. (1)又は(2)により当該免許を受けたものとみなされた者を含む。）をいうこととする。
- (3) 第三及び第四において「企業価値担保権信託契約」とは、債務者と企業価値担保権信託会社との間で締結される信託契約であつて、債務者を委託者とし、企業価値担保権信託会社を受託者とするものをいうこととする。
- (4) 第三において「特定被担保債権」とは、企業価値担保権信託契約により定められた特定の債権又は一定の範囲に属する不特定の債権（債務者との特定の継続的取引契約によって生ずるものその他債務者との一定の種類の取引によって生ずるものに限る。）等をいうこととする。
- (5) 第三において「不特定被担保債権」とは、債務者が会社法第475条各号若しくは第644条各号に掲げる場合に該当し、又は破産手続開始の決定を受けたときにおける当該債務者に対する財産上の請求権であつて、同法第476条に規定する清算株式会社若しくは同法第645条に規定する清算持分会社の財産又は破産財団から弁済又は配当を受けることができるもの（企業価値担保権の実行手続終結の決定があるまでに弁済又は配当を受けるものを除く。）をいうこととする。
- (6) 第三において「特定被担保債権者」とは、特定被担保債権に係る企業価値担保権信託契約に基づく信託の受益者をいうこととする。
- (7) 第三において「不特定被担保債権者」とは、不特定被担保債権を有する企業価値担保権信託契約に基づく信託の受益者をいうこととする。
- (8) 第三において「担保目的財産」とは、企業価値担保権の目的である財産をいうこととする。

(第6条関係)

2. 企業価値担保権

- (1) 会社の総財産（将来において会社の財産に属するものを含む。以下同じ。）は、その会社に対する特定被担保債権及び不特定被担保債権を担保するため、一体として、企業価値担保権の目的とすることができることとする。
- (2) 企業価値担保権者は、この法律の定めるところにより、担保目的財産について、他の債権者に先立って特定被担保債権及び不特定被担保債権に対する配当を受けることができることとする。
- (3) 企業価値担保権者は、担保目的財産に対する強制執行、担保権の実行若しくは競売（担保権の実行としてものを除く。二の7. (9)において同じ。）、企業担保権の実行又は国税滞納処分（その例による処分を含む。）のそれぞれの手続において、配当又は弁済金の交付を受けることが

できないこととする。

(第7条関係)

3. 企業価値担保権信託契約

企業価値担保権を設定しようとする場合には、企業価値担保権信託契約に従わなければならないこととするとともに、企業価値担保権信託契約の必要的記載事項を定めることとする。

(第8条関係)

二 企業価値担保権

1. 企業価値担保権の極度額

(1) 企業価値担保権は、特定被担保債権を、(2)により定める極度額の限度において担保するためにも設定することができることとする。

(2) 債務者は、いつでも、企業価値担保権者に対する請求により、企業価値担保権の極度額をその指定する金額に定めることができることとする。この場合において、企業価値担保権の極度額は、その請求の時に定まるものとする。

(3) (2)の極度額は、現に存する特定被担保債権に係る債務の額に一定の利息その他の定期金、損害賠償金等を加えた合計額を下回ることができないこととする。

(第9条関係)

2. 企業価値担保権の設定に係る手続

企業価値担保権の設定をするために必要な債務者における決定又は決議について定めることとする。

(第10条関係)

3. 重複担保権の実行の禁止

特定被担保債権者（特定被担保債権者に代位する者を含む。）は、重複担保権（債務者の財産を目的として特定被担保債権を担保する質権、抵当権その他の担保権（企業価値担保権を除く。）をいう。以下同じ。）の実行をすることができないこととする。

(第11条関係)

4. 個人保証等の制限

(1) 特定被担保債権に係る債務（債務者以外の連帯債務者が負担する連帯債務を含む。）について、当該特定被担保債権に係る債務を保証する保証契約であって保証人が法人でないもの等の契約（(2)において「個人保証契約等」という。）がある場合には、当該特定被担保債権を有する特定被担保債権者（特定被担保債権者に代位する者を含む。）は、当該契約に係る権利を行使することができないこととし、特定被担保債権者でなくなった後

においても、同様とすることとする。

- (2) (1)は、個人保証契約等において、債務者が特定被担保債権者に対して事業及び財産の状況を報告する義務を約したときにこれに違反して虚偽の報告をしたことが停止条件とされていることその他の主務省令で定める要件を満たす場合には、適用しないこととする。

(第12条関係)

5. 物上保証の禁止

企業価値担保権は、他人の債務を担保するために設定することができないこととする。

(第13条関係)

6. 企業価値担保権の不可分性

企業価値担保権者は、特定被担保債権の全部の弁済を受けるまでは、担保目的財産の全部についてその権利を行使することができることとする。

(第14条関係)

7. 企業価値担保権の効力等

- (1) 企業価値担保権の得喪及び変更は、債務者の本店の所在地において、商業登記簿にその登記をしなければ、その効力を生じないこととする。ただし、一般承継、混同又は特定被担保債権の消滅による得喪及び変更については、この限りでないこととする。

(第15条関係)

- (2) 数個の企業価値担保権相互の順位は、その登記の前後によることとする。

(第16条関係)

- (3) 企業価値担保権の順位は、各企業価値担保権者の合意によって変更することができることとする。ただし、利害関係を有する者がいるときは、その承諾を得なければならないこととする。

(第17条関係)

- (4) 債務者の財産の上に存する先取特権（民法第325条に規定する先取特権（同条第3号に係るものに限る。）に限る。）、質権又は抵当権（以下7.において「他の担保権」という。）と企業価値担保権とが競合する場合には、それらの優先権の順位は、他の担保権に係る登記、登録その他の対抗要件の具備と企業価値担保権に係る登記の前後によることとする。

- (5) 一般の先取特権又は企業担保権と企業価値担保権とが競合する場合には、企業価値担保権は、一般の先取特権又は企業担保権に優先することとする。

- (6) 特別の先取特権（民法第325条に規定する先取特権を除く。）と企業価値担保権とが競合する場合には、企業価値担保権者は、同法第330条第1項の規定による第1順位の先取特権と同一の権利を有することとする。

- (7) 民法第337条又は第338条第1項の規定に従って登記をした同法第325条に

規定する先取特権（同条第1号又は第2号に係るものに限る。）は、企業価値担保権に先立って行使することができることとする。

- (8) (4)にかかわらず、債務者が他の担保権の目的である財産を取得した場合における当該他の担保権は、企業価値担保権に先立って行使することができることとする。

（第18条関係）

- (9) 企業価値担保権者は、担保目的財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行若しくは競売又は企業担保権の実行（以下(9)において「強制執行等」という。）に対しては、強制執行等が債務者の事業の継続に支障を来す場合には、異議を主張することができることとし、民事執行法第38条及び民事保全法第45条の規定は、この場合について準用することとする。

（第19条関係）

- (10) 債務者は、企業価値担保権を設定した後も、担保目的財産の使用、収益及び処分をすることができることとする。

- (11) (10)にかかわらず、債務者は、重要な財産の処分等の行為その他の定款で定められた目的及び取引上の社会通念に照らして通常の事業活動の範囲を超える担保目的財産の使用、収益及び処分をするには、当該使用、収益及び処分の対象となる財産について全ての企業価値担保権者の同意を得なければならないこととし、当該同意を得ないで行った債務者の行為は、無効とすることとする。ただし、これをもって善意でかつ重大な過失がない第三者に対抗することができないこととする。

（第20条関係）

- (12) 企業価値担保権者は、次に掲げるものについて、その企業価値担保権を行使することができることとする。

① 特定被担保債権に係る確定した元本並びに利息その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部（1.(2)により極度額が定められた場合には、その極度額を限度とする。）

② 不特定被担保債権

（第21条関係）

- (13) 元本の確定前においては、四の1.(1)により、特定被担保債権の範囲の変更をすることができることとする。この場合においては、後順位企業価値担保権者その他の第三者の承諾を得ることを要しないこととする。

（第22条関係）

- (14) 企業価値担保権の承継は、受託者としての権利義務の承継とともにしなければならないこととする。

（第23条関係）

- (15) 元本の確定前に特定被担保債権者について相続が開始したときは、企業価値担保権は、相続開始の時に存する特定被担保債権のほか、相続人と債務者との合意により定めた相続人が相続の開始後に取得する特定被担保債権を担保することとする。この場合において、債務者は、当該合意により

定めた相続人と共同して、企業価値担保権者に対し、当該合意後遅滞なくその内容を通知しなければならないこととする。

- (16) (15)の合意をする場合には、後順位の企業価値担保権者その他の第三者の承諾を得ることを要しないこととするほか、相続の開始後6月以内に(15)の合意をしないときは、担保すべき元本は、相続開始の時に確定したものとみなすこととする。

(第24条関係)

- (17) 元本の確定前に特定被担保債権者について合併があったときは、企業価値担保権は、合併の時に存する特定被担保債権のほか、合併後存続する法人又は合併によって設立された法人が合併後に取得する特定被担保債権を担保することとする。

- (18) 元本の確定前に債務者について合併があったときは、企業価値担保権は、合併の時に存する特定被担保債権に係る債務のほか、合併後存続する会社又は合併によって設立された会社が合併後に負担する特定被担保債権に係る債務を担保することとする。

- (19) 合併により消滅する債務者の総財産を目的とする企業価値担保権は、合併後存続する会社又は合併により設立される会社の総財産につき、効力を有することとする。

- (20) (19)の場合において、合併の効力が生じた時に合併後存続する会社又は合併により設立される会社の財産に設定されている他の担保権は、(19)の企業価値担保権（合併により消滅する債務者の財産に当該他の担保権が設定されていた場合における当該債務者の総財産を目的とする企業価値担保権を除く。）に先立って行使することができることとする。

- (21) 合併をする債務者の双方の総財産が企業価値担保権の目的となっている場合は、企業価値担保権等（これらの債務者に係る全ての企業価値担保権及び他の担保権（合併により消滅する会社又は合併後存続する会社の財産に設定されている他の担保権であって、当該合併により消滅する会社又は合併後存続する会社の総財産を目的とする全ての企業価値担保権に優先するものを除く。）をいう。）の合併後の順位に関し、当該企業価値担保権等を有する全ての者の間に協定がなければ、合併をすることができないこととする。

- (22) 債務者の合併の無効の訴えは、企業価値担保権者も、提起することができることとする。

(第25条関係)

- (23) 元本の確定前に特定被担保債権者を分割をする会社とする分割があったときは、企業価値担保権は、分割の時に存する特定被担保債権のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継し

た会社が分割後に取得する特定被担保債権を担保することとする。

(24) 債務者は、企業価値担保権が担保する特定被担保債権に係る債務を分割により承継させることができないこととする。

(25) 債務者の分割の無効の訴えは、企業価値担保権者も、提起することができることとする。

(第26条関係)

(26) 特定被担保債権の元本については、企業価値担保権信託契約において、その確定すべき期日又は事由を定めることができることとし、当該期日又は事由は、後順位の企業価値担保権者その他の第三者の承諾を得ることなく、四の1.(1)により、変更することができることとする。

(第27条関係)

(27) (26)の期日又は事由の定めにかかわらず、債務者は、いつでも、特定被担保債権の元本の確定を請求することができることとし、当該元本は、その請求の時から一週間を経過することによって確定することとする。

(第28条関係)

(28) 企業価値担保権者が企業価値担保権の実行を申し立てたとき（実行手続開始の決定があったときに限る。）等には、特定被担保債権の元本は、確定することとする。

(第29条関係)

8. 企業価値担保権の消滅等

(1) 元本の確定後において、特定被担保債権の全部が消滅したときは、企業価値担保権も、消滅することとする。

(第30条関係)

(2) 企業価値担保権は、債務者に対しては、その担保する特定被担保債権と同時でなければ、時効によって消滅しないこととする。

(第31条関係)

三 企業価値担保権に関する信託業務

1. 免許

企業価値担保権に関する信託業務は、内閣総理大臣の免許を受けた会社でなければ、営むことができないこととする。

(第32条関係)

2. みなし免許等

(1) 担保付社債信託法第3条の免許を受けた者、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関（同項に規定する金融機関をいう。）（担保権に関する信託業務を営むものに限る。）又は信託業法第3条若しくは第53条第1項の免許を受けた者は、1.の免許を受けたものとみなすこととする。

(2) 銀行その他の内閣府令で定める者（(1)の者を除く。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に企業価値担保権に関する信託業務を営

む旨を届け出たときは、1. の免許を受けたものとみなすこととする。

(第33条関係)

3. 免許の申請等

企業価値担保権信託会社の免許申請手続、免許基準等、所要の規定を設けることとする。
(第34条～第38条関係)

4. 業務

- (1) 企業価値担保権信託会社は、銀行法等の規定にかかわらず、企業価値担保権に関する信託業務のほか、銀行法等の規定に基づいて行う同法に規定する銀行の業務等その他政令で定める業務を営むことができることとする。
- (2) 企業価値担保権信託会社（(1)の業務を営む企業価値担保権信託会社を除く。）は、(1)の業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けて、その企業価値担保権に関する信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがない業務を営むことができることとする。
- (3) 企業価値担保権信託会社は、企業価値担保権に関する信託業務、(1)及び(2)の業務のほか、他の業務を営むことができないこととする。

(第39条関係)

- (4) 企業価値担保権信託会社は、自己の名義をもって、他人に企業価値担保権に関する信託業務を営ませてはならないこととする。
- (5) 企業価値担保権信託会社は、信託の引受けに関して、次に掲げる行為等をしてはならないこととする。
 - ① 委託者に対し虚偽のことを告げる行為
 - ② 委託者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為
 - ③ 委託者若しくは受益者又は第三者に対し、特別の利益の提供を約し、又はこれを提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）
- (6) 企業価値担保権信託会社は、企業価値担保権信託契約による信託の引受けを行うときは、あらかじめ、委託者に対し当該企業価値担保権信託会社の商号、信託の目的、信託財産に関する事項等を説明しなければならないこととする。ただし、委託者との間で同一の内容の企業価値担保権信託契約を締結したことがある場合において、当該事項について説明を要しない旨の当該委託者の意思の表明があったときは、この限りでないこととする。

(第40条関係)

5. 事業報告書

企業価値担保権信託会社は、内閣府令で定めるところにより、企業価値担

保権に関する信託業務に係る報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。(第41条関係)

6. 監督

企業価値担保権信託会社に関し、報告又は資料の提出命令、立入検査、業務改善命令、免許の取消し等の監督規定を設けることとする。

(第42条～第54条関係)

7. 指定紛争解決機関

内閣総理大臣による紛争解決機関の指定制度を設けるとともに、指定要件、指定に当たっての法務大臣の協議その他の所要の規定を整備することとする。

(第55条～第57条関係)

8. 雑則

財務大臣の権限規定、内閣府令への委任規定等、所要の規定を設けることとする。

(第58条、第59条関係)

四 企業価値担保権信託契約等

1. 企業価値担保権信託契約の効力等

(1) 特定被担保債権の範囲の変更又は元本の確定すべき期日若しくは事由の変更は、受託会社（企業価値担保権信託契約に基づく信託の受託者である企業価値担保権信託会社をいう。以下同じ。）、債務者及び特定被担保債権者の合意による信託の変更によらなければならないこととする。

(第60条関係)

(2) 特定被担保債権が期限が到来しても弁済されず、又は債務者が特定被担保債権の弁済を完了せずに解散（合併によるものを除く。）をしたときは、受託会社は、全ての特定被担保債権者の指図により、企業価値担保権の実行その他の必要な措置をとらなければならないこととする。ただし、企業価値担保権信託契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによることとする。

(第61条関係)

(3) 受託会社は、企業価値担保権の実行により、配当を受けた場合には、次に掲げる行為をする義務を負うこととする。

① 特定被担保債権者に対し、遅滞なく、その有する特定被担保債権の額又は給付可能額から配当可能額に応じ、債務者について行われ、又は行われるべき清算手続又は破産手続の公正な実施に要すると見込まれる額として政令で定めるところにより算定した額（五の1.(4)の裁判所が当該清算手続又は破産手続の公正な実施に特に必要と認める場合にあつては、当該政令で定めるところにより算定した額に当該裁判所が定める額

を加えた額) (以下「不特定被担保債権留保額」という。)を控除した額のいずれか低い額を上限として企業価値担保権信託契約で定める額に相当する金銭を給付すること。

- ② 債務者について清算手続若しくは破産手続が開始され、④による金銭の給付をするまで又は実行手続終結の決定の公告の日から30日を経過しても、債務者について清算手続が開始せず、かつ、破産手続開始の申立てがなされない場合等に該当することによって信託が終了するまでの間、不特定被担保債権者のために、当該金銭の給付をするために必要な財産を管理すること。
 - ③ 債務者が特別清算開始又は破産手続開始の申立てをする場合において、債務者のために、②の財産から、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い当該申立ての手数料を納付し、会社法第888条第3項又は破産法第22条第1項の規定により特別清算の手続又は破産手続の費用として裁判所の定める金額を予納すること。
 - ④ 債務者について清算手続又は破産手続が開始されたときは、遅滞なく(当該清算手続又は破産手続が開始された後に当該配当を受けたときは、当該配当を受けた後遅滞なく)、当該清算手続又は破産手続における、弁済又は配当の順位に従って、不特定被担保債権者に不特定被担保債権留保額に相当する金銭(③の金額を予納した場合は、不特定被担保債権留保額から当該金額を控除した額に相当する金銭)を給付するために、清算人又は破産管財人に対し、当該金銭を給付すること。
- (4) (3)④により清算人又は破産管財人が給付を受けた金銭は、会社法第476条に規定する清算株式会社若しくは同法第645条に規定する清算持分会社の財産又は破産財団に属する財産とすることとする。
- (5) (3)①の給付可能額とは、①及び②に掲げる金額の合計額から③及び④に掲げる金額の合計額を減じて得た額をいうこととする。
- ① 配当を受けた金額
 - ② 信託財産に属する債権について弁済を受けた金額
 - ③ 信託法第49条第1項(同法第53条第2項及び第54条第4項において準用する場合を含む。)の規定により受託会社が有する権利の金額
 - ④ 信託法第21条第2項第2号に規定する信託債権に係る債務の金額
(第62条関係)
- (6) 受託会社が受益者のためにすべき信託業務の処理を怠っている場合等には、裁判所は、受益者の申立てにより、特別代理人を選任することができることとし、受託会社又は当該特別代理人がこの法律の規定により受益者のために裁判上又は裁判外の行為をする場合には、個別の受益者を表示することを要しないこととする。(第63条、第64条関係)

2. 企業価値担保権に関する信託業務の承継等

- (1) 受託会社は、信託法第57条第1項の規定により辞任するときは、信託業務を承継する会社を定めなければならないこととする。 (第65条関係)
- (2) 受託会社についての信託法第58条第4項（同法第70条において準用する場合を含む。(3)において同じ。）の規定の適用については、受託会社がその任務に違反したとき、信託事務の処理に不適任であるときその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者等の申立てにより、受託会社を解任することができることとする。 (第66条関係)
- (3) 内閣総理大臣は、受託会社に係る三の1. の免許が取消しその他の事由によりその効力を失ったときは、(2)の信託法第58条第4項若しくは信託法第62条第4項若しくは第63条第1項の規定による申立てをすること又は同法第62条第2項の規定による催告をすることができることとする。この場合において、裁判所が受託会社であった受託者を解任するまでの間は、当該受託会社であった受託者は、なお企業価値担保権信託会社とみなすこととする。 (第67条関係)
- (4) (1)による信託業務の承継は、債務者、受託会社であった者 ((5)において「前受託会社」という。)及び信託業務を承継する会社 ((5)において「新受託会社」という。)がその契約書を作成することによって、その効力を生ずることとする。 (第68条関係)
- (5) 信託業務の承継に関する業務は、内閣総理大臣の監督に属することとし、内閣総理大臣は、その監督上必要があると認めるときは、当該職員に前受託会社若しくは新受託会社の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができることとする。 (第69条関係)

五 企業価値担保権の実行

1. 定義

- (1) 五において「実行手続」とは、五の定めるところにより、企業価値担保権を実行する手続をいうこととする。
- (2) 五において「執行事件」とは、実行手続に係る事件をいうこととする。
- (3) 五において「執行裁判所」とは、執行事件が係属している地方裁判所をいうこととする。
- (4) 五（2.を除く。）において「裁判所」とは、執行事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいうこととする。
- (5) 五において「申立債権」とは、申立人の企業価値担保権の特定被担保債権であって共益債権に該当しないものをいうこととする。
- (6) 五において「共益債権」とは、実行手続によらないで担保目的財産から随時弁済を受けることができる債権をいうこととする。

- (7) 五において「共益債権者」とは、共益債権を有する者をいうこととする。
- (8) 五において「優先担保権」とは、実行手続開始当時債務者の財産につき存する担保権のうち申立人の企業価値担保権に優先するものであって、重複担保権に該当しないものをいうこととする。
- (9) 五において「優先担保権者」とは、優先担保権を有する者をいうこととする。
- (10) 五において「劣後担保権」とは、実行手続開始当時債務者の財産につき存する担保権（一般の先取特権、企業担保権及び留置権を除く。）のうち、申立人の企業価値担保権に劣後するもの又は当該企業価値担保権と同一順位のものであって、重複担保権に該当しないものをいうこととする。
- (11) 五において「劣後債権」とは、劣後担保権の被担保債権（劣後担保権が企業価値担保権である場合にあっては、特定被担保債権）であって共益債権に該当しないものをいうこととする。
- (12) 五において「劣後債権者」とは、劣後債権を有する者をいうこととする。
- (13) 五において「配当債権」とは、申立債権、劣後債権又は租税等の請求権をいうこととする。
- (14) 五において「配当債権者」とは、配当債権を有する者をいうこととする。
- (15) 五において「配当債権者等」とは、配当債権者又は企業価値担保権者をいうこととする。
- (16) 五において「配当外債権」とは、債務者に対する財産上の請求権であって配当債権及び共益債権に該当しないものをいうこととする。
- (17) 五において「配当外債権者」とは、配当外債権を有する者をいうこととする。
- (18) 五において「租税等の請求権」とは、国税徴収法又は国税徴収の例によって徴収することのできる請求権（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第11条第1項に規定する共助対象外国租税（以下「共助対象外国租税」という。）の請求権を除く。）であって、共益債権に該当しないものをいうこととする。

（第70条関係）

2. 管轄

執行事件は、債務者の主たる営業所の所在地（外国に主たる営業所がある場合にあっては、日本における主たる営業所の所在地）を管轄する地方裁判所が管轄すること等とし、五に規定する裁判所の管轄は、専属とすることとする。

（第71条、第72条関係）

3. 執行事件の移送

裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、執行事件を次に掲げる地方裁判所のいずれかに移送することができることとする。

- ① 債務者の営業所の所在地を管轄する地方裁判所
- ② 債務者の財産の所在地（債権については、裁判上の請求をすることができる地）を管轄する地方裁判所
- ③ 債務者の本店の所在地を管轄する地方裁判所等 （第73条関係）

4. 任意的口頭弁論等

- (1) 実行手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないであることができることとする。
- (2) 裁判所は、職権で、執行事件に関して必要な調査をすることができることとする。

（第74条関係）

5. 公告等

五による公告は、官報に掲載してすることとし、掲載があった日の翌日に、その効力を生ずることとする。

（第75条関係）

6. 事件に関する文書の閲覧等

- (1) 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律（この法律において準用する他の法律を含む。7.において同じ。）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（(2)及び10.において「文書等」という。）の閲覧を請求することができることとする。
- (2) 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができることとする。

（第76条関係）

7. ファイル記録事項の閲覧等

利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、この法律の規定に基づき裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルに記録された事項の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができることとする。

（第77条関係）

8. 事件に関する事項の証明

利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができることとする。(第78条関係)

9. 閲覧等の特則

6. から8. までにかかわらず、債務者以外の利害関係人は実行手続開始の申立てについての裁判があるまでの間、債務者は実行手続開始の申立てに関する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は実行手続開始の申立てについての裁判があるまでの間は、6. から8. までによる請求をすることができないこととする。ただし、これらの者が申立人である場合は、この限りでないこととする。(第79条関係)

10. 支障部分の閲覧等の制限

次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付の受領又はその複製（以下10. において「閲覧等」という。）を行うことにより、債務者の事業の継続若しくは換価に著しい支障を生ずるおそれ又は債務者の財産に著しい損害を与えるおそれがある部分（以下10. において「支障部分」という。）があることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該文書等を提出した管財人の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該管財人に限ることができることとする。

① 15. (9)又は18. (1)若しくは(2)の許可を得るために裁判所に提出された文書等

② 15. (25)による報告に係る文書等 (第80条関係)

11. 民事訴訟法及び民事執行法の準用等

- (1) 特別の定めがある場合を除き、実行手続について、その性質に反しない限り、民事訴訟法第1編から第4編までの規定を準用することとする。
- (2) 民事執行法第10条、第15条、第18条及び第18条の2の規定は、実行手続について準用することとする。
- (3) 五に定めるもののほか、実行手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めることとする。

(第81条、第82条関係)

12. 実行手続開始の申立て

- (1) 企業価値担保権の実行は、四の1.(2)に基づいてする企業価値担保権者の実行手続開始の申立てによってすることとし、企業価値担保権に優先する他の企業価値担保権がある場合においては、実行手続開始の申立てをすることができないこととする。
(第83条関係)
- (2) 実行手続開始の申立ては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならないこととし、申立人は、申立債権及び当該申立債権に係る企業価値担保権の存在並びに当該申立債権に係る弁済期の到来を証明しなければならないこととする。
 - ① 申立債権の内容及び原因
 - ② 申立債権に係る企業価値担保権の内容
 - ③ 申立債権に係る弁済期の到来
- (3) 実行手続開始の申立ては、(2)①から③までのほか、次に掲げる事項を明らかにしてするよう努めるものとする。
 - ① 債務者の目的その他の債務者の概要
 - ② 債務者の事業の内容及び状況
 - ③ 債務者の資産、負債その他の財産の状況
(第84条関係)
- (4) 実行手続開始の申立てをするとき、申立人は、実行手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならないこととする。
(第85条関係)
- (5) 申立人が実行手続開始の決定後にその申立てを取り下げるには、裁判所の許可を得なければならないこととし、当該申立ては、19.(9)、(11)又は(12)による許可があった後は、取り下げることができないこととする。
(第86条関係)

13. 実行手続開始の決定

- (1) 裁判所は、12.(1)による実行手続開始の申立てがあった場合において、12.(2)の証明があったときは、実行手続の費用の予納がないときを除き、実行手続開始の決定をすることとし、当該決定は、その決定の時から、効力を生ずることとする。
(第87条関係)
- (2) 裁判所は、実行手続開始の決定と同時に、一人又は数人の管財人を選任し、かつ、劣後債権の届出をすべき期間及び配当債権の調査をするための期間を定めなければならないこと等とする。
(第88条関係)
- (3) 裁判所は、実行手続開始の決定をしたときは、直ちに、実行手続開始の決定の主文、管財人の氏名又は名称及び(2)により定めた期間等を公告しなければならないこととする。

(4) 次に掲げる者には、(3)により公告すべき事項を通知しなければならないこととする。

① 申立人、管財人、債務者及び知れている配当債権者等

② 財産所持者等であって知れているもの

③ 労働組合等（債務者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、債務者の使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは債務者の使用人その他の従業者の過半数を代表する者をいう。以下同じ。）

（第89条関係）

(5) 実行手続開始の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができることとし、当該執行抗告においては、債務者は、企業価値担保権の不存在又は消滅を理由とすることができることとする。（第90条関係）

(6) 実行手続は、企業価値担保権の登記の抹消がされた債務者についての実行手続の停止の申立て又は企業価値担保権のないことを証する確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）の謄本等の文書等の提出があったときは、停止しなければならないこととし、停止した場合の所要の規定を設けることとする。（第91条、第92条関係）

14. 実行手続開始の決定に伴う効果

(1) 配当債権又は配当外債権については、実行手続開始後は、この法律に特別の定めがある場合を除き、実行手続によらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができないこととする。

(2) 裁判所は、配当債権又は配当外債権について、債務者の事業の継続、債務者の取引先の保護その他の実行手続の公正な実施に必要があると認めるときは、管財人の申立てにより、その弁済をすることを許可することができることとする。

（第93条関係）

(3) 配当債権者が実行手続開始当時債務者に対して債務を負担する場合において、債権及び債務の双方が13. (2)の劣後債権の届出をすべき期間（以下「債権届出期間」という。）の満了前に相殺に適するようになったときは、配当債権者は、当該債権届出期間内に限り、実行手続によらないで、相殺をすることができることとし、債務が期限付であるときも、同様とすることとする。

(4) 配当外債権者が実行手続開始当時債務者に対して債務を負担するとき、実行手続によらないで、相殺をすることができることとし、債務が期限付であるときも、同様とすることとする。

（第94条関係）

- (5) 配当債権者又は配当外債権者は、実行手続開始後に債務者に対して債務を負担した場合には、相殺をすることができないこととする。ただし、配当債権者が18. (1)の営業又は事業の譲受人として債務を負担した場合において、裁判所の許可を得たときは、この限りでないこととする。
- (6) 債務者に対して債務を負担する者は、実行手続開始後に他人の配当債権又は配当外債権を取得した場合には、相殺をすることができないこととする。

(第95条関係)

- (7) 実行手続開始の決定があったときは、担保目的財産に対する強制執行等（配当債権若しくは配当外債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行又は配当債権若しくは配当外債権を被担保債権とする留置権による競売をいう。以下(7)において同じ。）、企業担保権の実行、国税滞納処分（共益債権を徴収するためのものを除き、国税滞納処分の例による処分（共益債権及び共助対象外国租税の請求権を徴収するためのものを除く。）を含む。）、外国租税滞納処分（共助対象外国租税の請求権に基づき国税滞納処分の例によってする処分（共益債権を徴収するためのものを除く。）をいう。以下(7)において同じ。）又は配当債権若しくは配当外債権に基づく財産開示手続若しくは第三者からの情報取得手続の申立てはすることができないこととし、担保目的財産に対して既にされている強制執行等の手続、企業担保権の実行の手続、国税滞納処分（共益債権を徴収するためのものを除き、国税滞納処分の例による処分（共益債権及び共助対象外国租税の請求権を徴収するためのものを除く。）を含む。17. (7)において同じ。）、外国租税滞納処分並びに配当債権又は配当外債権に基づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は、実行手続の関係においては、その効力を失うこと等とする。

(第96条、第97条関係)

- (8) 実行手続開始の決定があったときは、債務者の財産関係の訴訟手続は、中断等することとする。
- (9) 民法第423条第1項又は第423条の7の規定により債務者に属する権利（登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を含む。）の行使をするため配当債権者又は配当外債権者が第三者に対して提起した訴訟が実行手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断等することとする。

(第99条関係)

- (10) (8)は、債務者の財産関係の事件で行政庁に係属するものについて準用することとする。

(第100条関係)

- (11) 債務者が実行手続開始後に担保目的財産に関してした法律行為は、実行手続の関係においては、その効力を主張することができないこととし、債務者が実行手続開始の日にした法律行為は、実行手続開始後にしたものと推定することとする。

(第101条関係)

- (12) 実行手続開始後に担保目的財産に関して管財人又は債務者の法律行為によらないで権利を取得しても、その権利の取得は、実行手続の関係においては、その効力を主張することができないこととし、実行手続開始の日に管財人又は債務者の法律行為によらないでした権利の取得は、実行手続開始後にしたものと推定することとする。 (第102条関係)
- (13) 不動産又は船舶に関し実行手続開始前に生じた登記原因に基づき実行手続開始後にされた登記又は不動産登記法第105条（第1号に係る部分に限る。）の規定による仮登記は、実行手続の関係においては、その効力を主張することができないこととする。ただし、登記権利者が実行手続開始の事実を知らないでした登記又は仮登記については、この限りでないこととする。
- (14) (13)は、権利の設定、移転若しくは変更に関する登録若しくは仮登録又は企業担保権若しくは企業価値担保権の設定、移転若しくは変更に関する登記について準用することとする。 (第103条関係)
- (15) 実行手続開始後に、その事実を知らないで債務者にした弁済は、実行手続の関係においても、その効力を主張することができることとし、その事実を知って債務者にした弁済は、担保目的財産が受けた利益の限度においてのみ、実行手続の関係において、その効力を主張することができることとする。 (第104条関係)
- (16) (13)から(15)までについては、13. (3)の公告の前においてはその事実を知らなかったものと推定し、当該公告の後においてはその事実を知っていたものと推定することとする。 (第105条関係)
- (17) 債務者が他人と共同して財産権を有する場合において、実行手続が開始されたときは、管財人は、共有者の間で分割をしない旨の定めがあるときでも、分割の請求をすることができることとし、他の共有者は、相当の償金を支払って債務者の持分を取得することができることとする。 (第106条関係)
- (18) 実行手続の開始は、債務者に属しない財産を債務者から取り戻す権利に影響を及ぼさないこととし、破産法第63条第1項及び第3項並びに第64条の規定は、実行手続が開始された場合について準用することとする。 (第107条関係)
- (19) 優先担保権は、実行手続によらないで、行使することができることとし、優先担保権者は、優先担保権の目的である財産が管財人による任意売却その他の事由により債務者の財産に属しないこととなった場合において当該優先担保権がなお存続するときにおける当該優先担保権を、実行手続によらないで、行使することができることとする。 (第108条関係)

15. 管財人

(1) 管財人は、裁判所が選任することとする。この場合においては、裁判所は、申立人の意見を聴かなければならないこととする。

(2) 法人は、管財人となることができることとする。

(第109条関係)

(3) 管財人は、裁判所が監督することとする。

(4) 裁判所は、管財人が債務者の業務及び財産の管理を適切に行っていないとき、その他重要な事由があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、管財人を解任することができることとする。この場合においては、申立人の意見を聴き、かつ、その管財人を審尋しなければならないこととする。

(第110条関係)

(5) 管財人が数人あるときは、共同してその職務を行うこととする。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができることとする。

(6) 管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りることとする。

(第111条関係)

(7) 管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の管財人代理を選任することができることとし、管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならないこととする。

(第112条関係)

(8) 実行手続開始の決定があった場合には、債務者の事業の経営並びに担保目的財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した管財人に専属することとする。

(9) 裁判所は、実行手続開始後において、必要があると認めるときは、管財人が財産の譲受け、借財又は訴えの提起等をするには裁判所の許可を得なければならないものとする。ことができることとする。

(10) (9)の許可を得ないでした行為は、無効とすることとする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができないこととする。

(第113条関係)

(11) 管財人は、就職の後直ちに債務者の業務及び担保目的財産の管理に着手しなければならないこととする。

(第114条関係)

(12) 債務者の財産関係の訴えについては、管財人を原告又は被告とすることとする。

(第115条関係)

(13) 裁判所は、管財人の職務の遂行のため必要があると認めるときは、信書の送達の手続きを行う者に対し、債務者に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物（以下「郵便

物等」という。)を管財人に配達すべき旨を囑託することができること等とする。(第116条関係)

(14) 管財人は、債務者に宛てた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができることとし、債務者は、管財人に対し、管財人が受け取った当該郵便物等の閲覧又は当該郵便物等で担保目的財産に関しないものの交付を求めることができることとする。(第117条関係)

(15) 管財人は、債務者の代理人及び取締役等に対して債務者の業務及び財産の状況につき報告を求め、債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができることとするほか、認定事業性融資推進支援機関(現に債務者と第四の三の契約を締結しているものに限る。)等に対して債務者の業務及び財産の状況につき報告を求めることができること等とする。(第118条関係)

(16) 管財人は、裁判所の許可を得なければ、債務者の財産を譲り受け、債務者に対して自己の財産を譲り渡し、その他自己又は第三者のために債務者と取引をすることができないこととする。

(17) (16)の許可を得ないでした行為は、無効とすることとする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができないこととする。(第119条関係)

(18) 管財人は、自己又は第三者のために債務者の事業の部類に属する取引をしようとするときは、裁判所に対し、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないこととし、当該取引をした管財人は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を裁判所に報告しなければならないこととする。(第120条関係)

(19) 管財人は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならないこととし、管財人が当該注意を怠ったときは、その管財人は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する義務を負うこととする。(第121条関係)

(20) 管財人は、労働組合等に対し、債務者の使用人その他の従業者の権利の行使に必要な情報を提供するよう努めなければならないこととする。(第122条関係)

(21) 管財人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができることとする。(第123条関係)

(22) 管財人の任務が終了した場合には、管財人は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならないこととする。(第124条関係)

(23) 管財人は、実行手続開始後遅滞なく、担保目的財産につき、実行手続開始の時点における価額を評定しなければならないこととし、当該評定を完了したときは、直ちに実行手続開始の時点における貸借対照表及び財産目録を作成し、これらを裁判所に提出しなければならないこととする。

(第125条関係)

(24) 管財人は、実行手続開始後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、裁判所に提出しなければならないこととする。

- ① 債務者の業務及び財産に関する経過及び現状
- ② その他実行手続に関し必要な事項

(25) 管財人は、(24)によるもののほか、裁判所の定めるところにより、債務者の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならないこととする。

(第126条関係)

16. 共益債権

(1) 次に掲げる請求権は、共益債権とすることとする。

- ① 配当債権者等の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権
- ② 実行手続開始後の債務者の事業の経営並びに担保目的財産の管理及び処分に関する費用の請求権
- ③ 15. (2)及び17. (3)により支払うべき費用及び報酬の請求権
- ④ 債務者の業務及び財産に関し管財人が権限に基づいてした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権
- ⑤ 事務管理又は不当利得により実行手続開始後に債務者に対して生じた請求権
- ⑥ 債務者のために支出すべきやむを得ない費用の請求権で、実行手続開始後に生じたもの（①から⑤までに掲げるものを除く。）

(第127条関係)

(2) 債務者に対して実行手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、特別徴収に係る国際観光旅客税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権は、共益債権とすることとする。

(第128条関係)

(3) 債務者について実行手続開始の決定があった場合において、実行手続開始前6月間の当該債務者の使用人の給料の請求権及び実行手続開始前の原因に基づいて生じた当該債務者の使用人の身元保証金の返還請求権は、共益債権とすることとし、19. (9)、(11)又は(12)による許可の前に退職した債務者の使用人の退職手当の請求権は、退職前6月間の給料の総額に相当する額又はその退職手当の額の3分の1に相当する額のいずれか多い額を共益債権とすることとする。

(第129条関係)

(4) 共益債権は、配当債権に先立って、弁済することとする。

(第130条関係)

- (5) 担保目的財産が共益債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになった場合における共益債権は、法令に定める優先権にかかわらず、債権額の割合により弁済することとする。
(第131条関係)

17. 配当債権

- (1) 実行手続に参加しようとする劣後債権者は、債権届出期間内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならないこととする。

- ① 各劣後債権の内容及び原因並びに劣後担保権の内容
- ② 劣後担保権の目的である財産及びその価額（劣後担保権が企業価値担保権である場合にあっては、劣後担保権の目的である財産）
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

(第132条関係)

- (2) 劣後債権者がその責めに帰することができない事由によって債権届出期間内に劣後債権の届出をすることができなかつた場合には、その事由が消滅した後1月以内に限り、その届出をすることができることとし、当該1月の期間は、伸長し、又は短縮することができないこととする。

- (3) 債権届出期間の経過後に生じた劣後債権については、その権利の発生した後1月の不変期間内に、その届出をしなければならないこととする。

- (4) (2)は、申立人又は劣後債権者が、その責めに帰することができない事由によって、債権届出期間の経過後に、申立人が12. (2) (①及び②に係る部分に限る。) により明らかにした事項又は劣後債権者が(1)から(3)までにより届け出た事項について他の配当債権者の利益を害すべき変更を加える場合について準用することとする。

(第133条関係)

- (5) 申立債権又は届出があった劣後債権を取得した者は、債権届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けることができることとする。

(第134条関係)

- (6) 届出があった劣後債権に係る劣後担保権についての(1)②に掲げる価額（以下(6)において「届出価額」という。）が、当該劣後担保権と目的である財産を共通にする他の劣後担保権についての届出価額を下回る場合は、当該劣後債権を有する劣後債権者は、届出価額について、当該他の劣後担保権の届出価額（当該届出価額が複数あるときは、当該届出価額のうち最も高いもの）と等しい価額の届出をしたものとみなすこととする。

(第135条関係)

- (7) 租税等の請求権（劣後債権であるものを除く。）を有する者は、遅滞なく、当該租税等の請求権の額、原因及び担保権の内容並びに当該租税等の請求権が14. (7)により失効した国税滞納処分による差押えに係るものであ

る場合には当該差押えの年月日を裁判所に届け出なければならないこととする。
(第136条関係)

(8) 裁判所書記官は、申立債権及び届出があった配当債権について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子配当債権者表（配当債権の調査の対象及び結果を明らかにするとともに、確定した配当債権に関する事項を明らかにするために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）を作成しなければならないこととし、電子配当債権者表には、各配当債権について、12. (2)①及び②に掲げる事項、(1)①及び②に掲げる事項、(7)の事項その他最高裁判所規則で定める事項を記録しなければならないこととする。
(第137条関係)

(9) 裁判所による配当債権の調査は、12. (2)①及び②に掲げる事項、(1)①及び②に掲げる事項、(7)の事項その他最高裁判所規則で定める事項について、管財人が作成した認否書並びに配当債権者及び債務者の書面による異議に基づいてすることとする。
(第138条関係)

(10) 管財人は、申立債権及び債権届出期間内に届出があった配当債権について、①及び②に掲げる事項（特定被担保債権にあっては、①に掲げる事項）についての認否を記載した認否書を作成しなければならないこととする。

① 配当債権の内容

② 劣後担保権の目的である財産の価額

(11) 管財人は、(2)若しくは(3)によりその届出があり、又は(4)により変更があった配当債権についても、(10)①及び②（特定被担保債権にあっては、(10)①）に掲げる事項（当該変更があった場合にあっては、変更後の(10)①及び②（特定被担保債権にあっては、(10)①）に掲げる事項）についての認否を(10)の認否書に記載することができることとする。

(12) 管財人は、13. (2)の配当債権の調査をするための期間（以下「一般調査期間」という。）前の裁判所の定める期限までに、(10)及び(11)により作成した認否書を裁判所に提出しなければならないこととする。

(第139条関係)

(13) 申立債権を有する者又は(1)、(2)若しくは(7)により配当債権の届出をした配当債権者（以下「申立債権者等」という。）は、一般調査期間内に、裁判所に対し、(10)又は(11)の配当債権についての(10)①及び②（特定被担保債権にあっては、(10)①）に掲げる事項（(4)により変更があった場合にあっては、変更後の(10)①及び②（特定被担保債権にあっては、(10)①）に掲げる事項）について、書面で異議を述べるができることとし、債務者は、一般調査期間内に、裁判所に対し、これらの配当債権の内容について、書面で異議を述べるができることとする。
(第140条関係)

(14) 裁判所は、(2)若しくは(3)によりその届出があり、又は(4)により変更があ

った配当債権について、その調査をするための期間（以下「特別調査期間」という。）を定めなければならないこととする。ただし、当該配当債権について、管財人が、(12)により提出された認否書に、(11)により(10)①及び②（特定被担保債権にあっては、(10)①）に掲げる事項（(4)により変更があった場合にあつては、変更後の(10)①及び②（特定被担保債権にあっては、(10)①）に掲げる事項）の全部又は一部についての認否を記載している場合は、この限りでないこととする。

- (15) (14)により特別調査期間が定められた場合には、当該特別調査期間に関する費用は、(14)の配当債権を有する者の負担とすることとする。

（第141条関係）

- (16) (14)により特別調査期間が定められた場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、(15)の配当債権を有する者に対し、(15)の費用の予納を命じなければならないこととする。

（第142条関係）

- (17) (10)①及び②（特定被担保債権にあっては、(10)①）に掲げる事項（(4)により変更があった場合にあつては、変更後の(10)①及び②（特定被担保債権にあっては、(10)①）に掲げる事項）は、配当債権の調査において、管財人が認め、かつ、申立債権者等が一般調査期間内又は特別調査期間内に異議を述べなかつたときは、確定することとし、確定した事項についての電子配当債権者表の記録は、配当債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有することとする。

（第143条関係）

- (18) 配当債権の調査において、配当債権の内容について管財人が認めず、又は申立債権者等が異議を述べた場合には、当該配当債権（以下「異議等のある配当債権」という。）を有する配当債権者は、当該管財人及び当該異議を述べた申立債権者等（以下「異議者等」という。）の全員を相手方として、裁判所に、その内容についての査定の申立て（以下「配当債権査定申立て」という。）をすることができることとする。ただし、(23)、(25)及び(26)の場合は、この限りでないこととする。

- (19) 配当債権査定申立ては、異議等のある配当債権に係る一般調査期間又は特別調査期間の末日から1月の不変期間内にしなければならないこととする。

（第144条関係）

- (20) 配当債権査定申立てについての決定に不服がある者は、その送達を受けた日から1月の不変期間内に、異議の訴え（以下「配当債権査定異議の訴え」という。）を提起することができることとする。

（第145条関係）

- (21) 劣後債権者は、配当債権の調査においてその有する劣後債権に係る劣後担保権の目的である財産の価額について管財人が認めず、又は申立債権者等が異議を述べた場合には、当該管財人及び当該異議を述べた申立債権者等の全員を相手方として、当該劣後債権に係る一般調査期間又は特別調査

期間の末日から1月以内の期間（以下「価額決定申立期間」という。）に限り、裁判所に、当該財産についての価額決定の申立て（以下「価額決定の申立て」という。）をすることができることとし、裁判所は、やむを得ない事由がある場合に限り、当該劣後債権者の申立てにより、価額決定申立期間を伸長することができることとする。（第146条関係）

(22) 価額決定の申立てがあった場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、評価人を選任し、(21)の財産の評価を命じなければならないこととし、裁判所は、評価人の評価に基づき、決定で、当該財産の価額を定めなければならないこととする。（第147条関係）

(23) 異議等のある配当債権に関し実行手続開始当時訴訟が係属する場合において、配当債権者がその内容の確定を求めようとするときは、異議者等の全員を当該訴訟の相手方として、訴訟手続の受継の申立てをしなければならないこととし、(19)は、当該申立てについて準用することとする。（第148条関係）

(24) 配当債権査定申立て、配当債権査定異議の訴え又は(23)による受継があった訴訟に係る手続においては、配当債権者は、12.(2)①及び②に掲げる事項又は(1)①に掲げる事項について、電子配当債権者表に記録されている事項のみを主張することができることとする。（第149条関係）

(25) 異議等のある配当債権のうち執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、異議者等は、債務者がすることのできる訴訟手続によってのみ、異議を主張することができることとする。

(26) (25)の異議等のある配当債権に関し実行手続開始当時訴訟が係属する場合において、(25)の異議者等が(25)による異議を主張しようとするときは、当該異議者等は、当該配当債権を有する配当債権者を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならないこととする。

（第150条関係）

(27) 担保権の目的である財産を共通にする複数の劣後担保権（企業価値担保権を除く。）がある場合には、(22)の決定は、当該劣後担保権に係る劣後債権者の全員につき価額決定申立期間（(21)により当該価額決定申立期間が伸長されたときは、その伸長された期間）が経過した後にしなければならないこととする。この場合において、当該財産に係る数個の価額決定の申立てに係る事件が同時に係属するときは、事件を併合して裁判しなければならないこととする。（第151条関係）

(28) 裁判所書記官は、管財人又は配当債権者の申立てがあった場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、配当債権の確定に関する訴訟の結果（配当債権査定申立てについての決定に対する配当債権査定異議の訴えが、(20)の期間内に提起されなかったとき、取り下げられたとき、又は却下されたときは、当該決定の内容）及び価額決定の申立てについての決定の

内容を電子配当債権者表に記録しなければならないこととする。

(第152条関係)

- (29) 配当債権の確定に関する訴訟についてした判決は、配当債権者の全員に対して、その効力を有することとし、配当債権査定申立てについての決定に対する配当債権査定異議の訴えが、(20)の期間内に提起されなかったとき、取り下げられたとき、又は却下されたときは、当該決定は、配当債権者の全員に対して、確定判決と同一の効力を有することとする。

(第153条関係)

- (30) 担保目的財産が配当債権の確定に関する訴訟（配当債権査定申立てについての決定を含む。）によって利益を受けたときは、異議を主張した申立債権者等は、その利益の限度において、担保目的財産から訴訟費用の償還を受けることができることとする。

(第154条関係)

- (31) 実行手続が終了した際に係属する配当債権査定申立ての手続及び価額決定の申立ての手続は、実行手続が終了したときは終了するものとする。

(第155条関係)

- (32) 租税等の請求権及び共助対象外国租税の請求権については、(9)から(31)まで（劣後担保権の目的である財産の価額の調査及び確定の手続に関する部分を除く。）は、適用しないこととする。

(第156条関係)

18. 換価

- (1) 担保目的財産の換価は、裁判所の許可を得て、営業又は事業の譲渡によってすることとする。

- (2) (1)にかかわらず、管財人は、必要があると認めるときは、担保目的財産に属する財産（民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定による方法によって換価する場合にあっては、優先担保権の目的である財産を除く。）について、裁判所の許可を得て、同法その他強制執行の手続に関する法令の規定による方法又は任意売却によって換価することができることとする。ただし、次に掲げる場合には、裁判所の許可を要しないこととする。

① 債務者の常務に属する任意売却をするとき。

② 裁判所が許可を要しないとしたとき。

- (3) 裁判所は、(1)の許可をする場合には、次に掲げる者の意見を聴かなければならないこととする。

① 知れている配当債権者

② 労働組合等

- (4) (1)又は(2)の許可を得ないでした行為は、無効とすることとする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができないこととする。

- (5) (1)の許可を得て債務者に係る営業又は事業の譲渡をする場合におい

て、当該債務者が株式会社であるときは、会社法第2編第7章の規定は、適用しないこととする。

(第157条関係)

(6) (1)の営業若しくは事業の譲渡又は(2)の担保目的財産に属する財産の換価がされる場合（民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定による方法によって換価がされる場合を除く。）には、譲受人は、その代金の支払をした時に、その財産を取得することとする。（第158条関係）

(7) 管財人は、(1)の債務者に係る営業又は事業の譲渡をしようとする場合には、裁判所に対し、当該債務者を相手方とする行政庁の許可、認可、免許その他の処分（以下(7)において「許認可等」という。）に基づく権利及び義務を(6)の譲受人に承継させることについての許可の申立てをすることができることとし、当該申立てがあった場合には、裁判所は、許認可等をした行政庁の意見を聴き、行政庁が許認可等の承継に反対する旨の意見を述べなかつた場合には、許可をしなければならないこととする。

(第159条関係)

(8) 劣後担保権（企業価値担保権を除く。）及び重複担保権は、(1)又は(2)による当該劣後担保権又は当該重複担保権の目的である財産の換価（民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定による換価を除く。）により消滅することとし、担保目的財産の上に存する留置権については、(6)の譲受人はこれによって担保される債権を弁済する責めに任ずることとする。

(第160条関係)

(9) 管財人は、(1)による営業若しくは事業の譲渡又は(2)による担保目的財産に属する財産の換価（民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定による換価を除く。）がされた場合において、その代金の支払があつたときは、遅滞なく、次に掲げる登記の抹消を申請しなければならないこととする。

① 換価により消滅した劣後担保権又は重複担保権に係る登記

② 14. (7)により失効した差押え、仮差押え又は仮処分に係る登記

(第161条関係)

(10) 管財人は、優先担保権の目的である財産について、当該財産に係る全ての優先担保権者がその有する優先担保権の被担保債権の全部の弁済を受けることが明らかである場合に限り、裁判所の許可を得て、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、当該財産の換価をすることができることとする。この場合においては、優先担保権者は、その換価を拒むことができないこととする。（第162条関係）

(11) 優先担保権者が法律に定められた方法によらないで優先担保権の目的である財産の処分をする権利を有する場合において、その処分により当該優先担保権の被担保債権の全部の弁済を受けることが明らかである場合に限

り、裁判所は、管財人の申立てにより、優先担保権者がその処分をすべき期間を定めることができることとし、優先担保権者は、当該期間内に処分をしないときは、当該権利を失うこととする。（第163条関係）

19. 配当

(1) 配当債権者等は、配当債権又は不特定被担保債権について、19. の定めるところに従い、担保目的財産から、配当を受けることができることとする。

(2) 管財人は、配当してなお残余があるときは、これを債務者に交付しなければならないこととする。

（第164条関係）

(3) 配当の順位は、この法律及び民法、商法その他の法律の定める優先順位によることとし、同一順位において配当をすべき配当債権については、それぞれその債権の額の割合に応じて、配当をすることとする。

（第165条関係）

(4) 管財人は、企業価値担保権の特定被担保債権に対する配当をする場合には、当該企業価値担保権を有する企業価値担保権者に対して配当をすることとし、企業価値担保権者に対する配当額は、配当可能額（①に掲げる金額（当該企業価値担保権者に先立って配当を受けることができる配当債権者等がある場合にあつては、①に掲げる金額から②に掲げる金額を減じて得た額）をいう。）から不特定被担保債権留保額を控除した額を限度とすることとする。

① (8)から(14)までにより配当をすることができる金額

② 当該企業価値担保権者に先立って当該配当債権者等が(8)から(14)までによる配当を受けることができる金額

(5) 管財人は、不特定被担保債権留保額を企業価値担保権の不特定被担保債権に対する配当として、(4)の企業価値担保権者に対して交付することとする。

（第166条関係）

(6) 劣後債権（特定被担保債権を除く。以下(6)において同じ。）に対する配当額は、劣後債権のうち、劣後担保権の目的である財産の価額が実行手続開始の時ににおける処分価格であるとした場合における当該劣後担保権によって担保された範囲の額を限度とすることとする。（第167条関係）

(7) 裁判所による(9)、(11)又は(12)の配当の許可後に実行手続の停止の申立て等があった場合において、管財人は、配当を受けるべき配当債権者等のために配当を実施しなければならないこととする。（第168条関係）

(8) 管財人は、一般調査期間の経過後であつて担保目的財産の換価の終了後においては、20. (1)の場合を除き、遅滞なく、17. (1)から(3)まで又は

17. (7)により配当債権の届出をした配当債権者（特定被担保債権者を除く。以下「届出をした配当債権者」という。）及び(4)の企業価値担保権者に対し、最後配当をしなければならないこととする。

- (9) 管財人は、最後配当をするには、裁判所の許可を得なければならないこととする。この場合において、裁判所は、債務者についての清算手続又は破産手続の公正な実施に特に必要と認めるときは、四の1.(3)①の政令で定めるところにより算定した額に加える額を定めることとする。

(第169条関係)

- (10) 管財人は、(9)による許可があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した配当表を作成し、これを裁判所に提出しなければならないこととするほか、最後配当の手続に係る所要の規定を設けることとする。

① 最後配当の手続に参加することができる配当債権者等の氏名又は名称及び住所

② 最後配当の手続に参加することができる債権の額（(4)の企業価値担保権者にあつては、不特定被担保債権留保額を含む。）

③ 最後配当をすることができる金額（第170条～第177条関係）

- (11) 裁判所は、(8)により管財人が配当をしなければならない場合において、次に掲げるときは、管財人の申立てにより、最後配当に代えて簡易配当をすることを許可することができることとし、その配当の手続に係る所要の規定を設けることとする。

① 配当をすることができる金額が1,000万円に満たないと認められるとき。

② 裁判所が、簡易配当をすることにつき異議のある配当債権者等は裁判所に対し、一般調査期間の満了時までに異議を述べるべき旨を公告し、かつ、その旨を申立人及び知れている配当債権者等に対し13.(4)(①に係る部分に限る。)により通知した場合において、届出をした配当債権者及び(4)の企業価値担保権者が一般調査期間の満了時までに異議を述べなかつたとき。

③ ①及び②に掲げるもののほか、相当と認められるとき。

(第178条～第181条関係)

- (12) 裁判所は、(8)により管財人が配当をしなければならない場合において、管財人の申立てがあつたときは、最後配当に代えて同意配当をすることを許可することができることとする。この場合において、管財人の申立ては、届出をした配当債権者及び(4)の企業価値担保権者の全員が、管財人が定めた配当表、配当額並びに配当の時期及び方法について同意している場合限り、することができることとし、その配当の手続に係る所要の規定を設けることとする。

(第182条関係)

- (13) 管財人は、一般調査期間の経過後であつて担保目的財産の換価の終了前において、配当をするのに適当な担保目的財産に属する金銭があると認め

るときは、最後配当に先立って、裁判所の許可を得て、届出をした配当債権者及び(4)の企業価値担保権者に対し、中間配当をすることができることとし、その配当の手續に係る所要の規定を設けることとする。

(第183条～第187条関係)

- (14) 配当額の通知等を行った後、新たに配当に充てることのできる相当の財産があることが確認されたときは、管財人は、裁判所の許可を得て、最後配当、簡易配当又は同意配当とは別に、届出をした配当債権者及び(4)の企業価値担保権者に対し、追加配当をしなければならないこととし、その配当の手續に係る所要の規定を設けることとする。(第188条関係)

20. 実行手續の終了

- (1) 裁判所は、実行手續開始の決定があった後、担保目的財産をもって実行手續の費用を支弁するのに不足すると認めるときは、管財人の申立てにより又は職権で、実行手續廃止の決定をしなければならないこととする。この場合においては、裁判所は、配当債権者等の意見を聴かなければならないこととする。

- (2) 担保目的財産の上に存する企業価値担保権は、(1)の実行手續廃止の決定が確定したときは消滅することとする。

(第189条関係)

- (3) 裁判所は、担保目的財産の換価の終了前において、担保目的財産によって申立債権の全額を弁済することができ、かつ、これにより利害関係人に不利益を及ぼすおそれがないと認めるときは、管財人の申立てにより、申立債権の全額を弁済することを許可することができることとする。

- (4) 管財人は、(3)の許可の決定が確定したときは、申立債権を有する特定被担保債権者に対して申立債権の全額を弁済しなければならないこととし、裁判所は、当該弁済があったときは、実行手續廃止の決定をしなければならないこととする。

- (5) 申立人の企業価値担保権は、(4)の実行手續廃止の決定が確定したときは消滅することとする。

(第190条関係)

- (6) 裁判所は、最後配当、簡易配当又は同意配当が終了したときは、実行手續終結の決定をしなければならないこととする。ただし、追加配当の見込みがある場合は、この限りでないこととする。

- (7) 担保目的財産の上に存する企業価値担保権は、(6)の実行手續終結の決定があったときは消滅することとする。

(第191条関係)

- (8) (1)若しくは(4)の実行手續廃止の決定が確定したとき、又は(6)の実行手續終結の決定があったときは、確定した配当債権については、電子配当債権

者表の記録は、債務者に対し、確定判決と同一の効力を有することとする。この場合において、配当債権者は、確定した配当債権について、当該債務者に対し、電子配当債権者表の記録により強制執行をすることができることとする。

- (9) (8)の規定は、債務者が17. (13)等による異議を述べた場合には、適用しないこととする。

(第192条関係)

21. 雑則

- (1) 実行手続開始の決定等があったときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、実行手続開始等の登記を債務者の本店の所在地の登記所に嘱託しなければならないこととする。

(第193条関係)

- (2) (1)の登記については、登録免許税を課さないこととする。

(第194条関係)

- (3) 実行手続開始の決定から当該実行手続が終了するまでの間、管財人は、債務者に破産手続開始の原因となる事実があるときは、当該債務者について破産手続開始の申立てをすることができることとし、債務者の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、管財人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならないこととするほか、債務者につき実行手続開始の決定があり、かつ、破産手続開始の決定があった場合等における破産手続の特則を定めることとする。

(第195条～第207条関係)

- (4) 債務者につき実行手続開始の決定があり、かつ、再生手続開始の決定があった場合等における再生手続の特則を定めることとする。

(第208条～第213条関係)

- (5) 債務者につき実行手続開始の決定があり、かつ、更生手続開始の決定があった場合における更生手続の特則を定めることとする。

(第214条、第215条関係)

六 雑則

1. 登記

企業価値担保権に関する登記は、企業価値担保権を設定する債務者の登記の事務をその本店所在地においてつかさどる登記所に備えられた企業価値担保権を設定する債務者の登記簿にすることとし、その登記事項は、登記の目的、登記原因、権利者の名称及び住所等とするほか、登記の手續に係る所要の規定を設けることとする。

(第216条～第224条関係)

2. 担保付社債信託法の適用等

特定被担保債権が社債である場合における担保付社債信託法の適用等について定めることとする。(第225条関係)

3. 担保仮登記の取扱い

(1) 仮登記担保契約に関する法律第4条第1項に規定する担保仮登記(同法第14条に規定する担保仮登記を除く。)に係る権利は、第三の適用については、抵当権とみなすこととする。

(2) 仮登記担保契約に関する法律第14条に規定する担保仮登記は、企業価値担保権の実行手続においては、その効力を有しないこととする。

(第226条関係)

4. 破産手続等における企業価値担保権等の取扱い

企業価値担保権は、破産法、民事再生法、会社更生法等の適用については、抵当権とみなすこととする。(第227条～第231条関係)

第四 事業性融資推進支援業務を行う者の認定等

一 認定事業性融資推進支援機関

主務大臣は、主務省令で定めるところにより、(1)から(5)までの業務(以下「事業性融資推進支援業務」という。)を行う者であって、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、事業性融資推進支援業務を行う者として認定をすることができることとするほか、認定申請手続、認定基準等、所要の規定を設けることとする。

(1) 中小企業者(中小企業基本法第2条第1項各号に掲げるもののうち、会社であるものをいう。)であって、認定事業性融資推進支援機関と三の契約を締結した者(以下「支援対象事業者」という。)から提供を受けた経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。)の内容、財務内容その他経営の状況の分析を行い、支援対象事業者及び支援対象金融機関等(当該支援対象事業者に対して事業性融資を行い、又は行おうとする金融機関等であって、認定事業性融資推進支援機関と三の契約を締結した者をいう。以下同じ。)に対し、経営の向上の程度を示す指標及び当該指標を踏まえた目標の策定に必要な指導又は助言を行うこと。

(2) 支援対象事業者の事業の実施に関し、支援対象事業者及び支援対象金融機関等に対し、(1)の指標及び目標をその内容に含む事業性融資を受けるための事業計画((3)において「支援対象事業計画」という。)の策定に必要な指導又は助言を行うこと。

(3) 支援対象事業計画に従って行われる事業の実施に関し、支援対象事業者に対し、定期的に報告を求めるとともに、必要に応じ、支援対象事業者又は支援対象金融機関等に対し、次に掲げる事項につき、指導又は助言を行うこと。

- ① (1)の目標の達成状況の分析に基づく対応策
- ② (1)の指標若しくは目標又は支援対象事業計画の変更
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、支援対象事業者の事業の実施に必要な事項
- (4) 事業性融資の推進及び企業価値担保権の利用に関する啓発活動を行うこと。
- (5) (1)から(4)までの業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

(第232条、第233条関係)

二 監督

認定事業性融資推進支援機関に関し、業務改善命令、認定の取消し等の監督規定を設けることとする。

(第234条～第236条関係)

三 支援対象事業者及び支援対象金融機関等との契約締結義務

認定事業性融資推進支援機関は、一の(1)から(3)までの業務を行うに当たっては、支援対象事業者及び支援対象金融機関等との間で、これらの業務を行うことを内容とする契約を締結しなければならないこととする。

(第237条関係)

四 支援対象事業者に対する企業価値担保権信託契約の説明義務等

認定事業性融資推進支援機関は、三の契約の締結後、速やかに、支援対象事業者（認定事業性融資推進支援機関に対し、主務省令で定めるところにより、企業価値担保権の設定、効力及び実行に関する事項等の説明を過去に受けたことを証する情報を提供した者を除く。）に対し、企業価値担保権の設定、効力及び実行に関する事項等の説明等を行うとともに、主務省令で定めるところにより、当該説明を行ったことを証する情報を提供しなければならないこととする。

(第238条関係)

五 管財人への通知

認定事業性融資推進支援機関は、支援対象事業者である第三の一の1.(1)の債務者について企業価値担保権の実行手続開始の決定があったことを知った場合には、速やかに、当該実行手続における管財人に対し、当該債務者が認定事業性融資推進支援機関の支援対象事業者である旨を通知しなければならないこととする。

(第239条関係)

六 企業価値担保権信託契約の説明義務の特例

企業価値担保権信託契約を締結しようとする委託者が、第三の一の1.(2)の企業価値担保権信託会社に対し、四の説明を認定事業性融資推進支援機関から受けた旨の告知及び企業価値担保権に係る説明を要しない旨の意思の表明があ

った場合にあつては、第三の三の4.(6)により企業価値担保権信託会社が説明しなければならない事項の一部を解除することとする。(第240条関係)

七 財政上の措置等

政府は、認定事業性融資推進支援機関が行う事業性融資推進支援業務が円滑に実施されるよう、その実施に要する費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずることとする。(第241条関係)

第五 事業性融資推進本部

一 設置

金融庁に、特別の機関として、事業性融資推進本部（以下「本部」という。）を置くこととする。(第242条関係)

二 所掌事務

本部は、事業性融資の推進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務並びに事業性融資の推進に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務をつかさどることとする。(第243条関係)

三 組織等

本部は、事業性融資推進本部長及び事業性融資推進本部員をもって組織することとし、事業性融資推進本部長は、内閣府設置法第11条の特命担当大臣をもって充て、事業性融資推進本部員は、法務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣のほか、本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てることとする。(第244条～第246条関係)

四 資料提出の要求等

本部は、二の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができることとする。(第247条関係)

五 政令への委任

一から四までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めることとする。(第248条関係)

第六 雑則

一 報告の徴収

主務大臣は、認定事業性融資推進支援機関に対し、事業性融資推進支援業務の実施状況について報告を求めることができることとする。(第249条関係)

二 主務大臣等

主務大臣、権限の委任等について定めることとする。

(第250条、第251条関係)

三 経過措置

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができることとする。

(第252条関係)

第七 罰則

罰則について所要の規定を設けることとする。

(第253条～第269条関係)

第八 附則

一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則第1条関係)

二 実行手続等に関する所要の経過措置について定めることとする。

(附則第2条～第26条関係)

三 関係法律について所要の改正を行うこととする。

(附則第27条～第47条関係)

四 二のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(附則第48条関係)

五 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第49条関係)